

# 関島社会保険労務士事務所便り

2011年  
4月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



## 業務中の地震・津波被害は労災が適用

史上最大規模の地震と津波で死者・行方不明者は3万人にのぼり、福島原発の深刻な放射能事故が続いています。

被災地に全国から義援金が集中しているなか、生命保険会社で構成されている生命保険協会は3月15日、いわゆる「地震による免責事項」の不適用を決定したと発表しました。東日本大震災に伴う保険金・給付金（災害死亡保険金、災害入院給付金など）は、地震関連の約款上の制限に関わらず、すべて支払われることとなります。

厚生年金や国民年金についても、所定の受給要件を満たせば遺族厚生年金や遺族基礎年金が支給されます。震災だからとして支給されないことはありません。

今回の震災では、労災保険の取り扱いが注目されていました。地震発生が午後2時46分頃で、つづく津波の襲撃時はほとんどの被災者が勤務時間中でした。

労災保険に認定されるには、①業務遂行性と②業務起因性の二つが必要とされています。被災者の多くは業務遂行中の災難であって①の業務遂行性は認められます。

②の業務起因性について、**阪神大震災**

のとき、災害を受けやすい建物であった場合には労災適用になっています。

壊れやすい建物であったとか、流されやすい建物であった。あるいは、津波の被害に遭いやすいところに建てられていたとか、津波の被害を受けやすいところで働いていたということで業務起因性が認められるということです。

そのため、厚生労働省は3月24日になって、「業務上外の判断について」を発表し、「**作事中地震や津波にあい、けがをされた（死亡された）場合には通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみこまれるという危険な環境下で仕事をしていたと認められるからです。**」としています。

また、出張中であった場合や通勤途上であった場合、勤務中に津波から逃げる途中であった場合も労災保険の適用を認めるとしています。

なお、労災保険未加入事業所の従業員が被災した場合であっても労災保険からの給付は受けられます。しかし、労災未加入事業所には過去2年分の保険料納付義務などの罰則が適用となります。

# 健康保険 退職者の任意継続

会社を退職したときは、健康保険の被保険者としての資格を任意継続することができます。**国民健康保険料が高額化しているところから任意継続した保険料の方が安い場合、退職後一定期間、任意継続を選択する人が増えています。**

## (1) 任意継続の要件

- ①退職の日まで継続して2月以上被保険者であること。
- ②退職から20日以内に申請すること。

## (2) 任意継続期間は2年以内

任意継続被保険者の期間は2年間ですが、次に該当したときは資格を失います。

- ①死亡したとき
- ②保険料を納付期日までに納付しないとき（保険料の納付期日は、初回を除き、その月の10日までです。）
- ③就職して健康保険の被保険者となったとき
- ④船員保険の被保険者となったとき
- ⑤後期高齢者医療保険の被保険者になったとき（75歳または障害者で65歳以上）

## (3) 保険料算定の標準報酬月額

保険料は、退職時の標準報酬月額で算定し、**会社負担分も本人が負担します。**協会けんぽの場合、退職時の標準報酬月額が28万円を超えているときは28万円として計算します。組合健保の場合はその組合健保の平均の標準報酬月額より高いときは平均額で計算します。

## (4) 申請は住所地の協会けんぽ

申請は自宅住所地を管轄する協会けん

ぽの都道府県支部にします。住所地を管轄する年金事務所でも受け付けてもらえます。被扶養者がいる場合、「健康保険被扶養者届」と生計維持、及び同一世帯に関する証明が必要になる場合があります。

## (5) 保険料の納付期限

毎月の保険料は、初回を除き、月初めに送付される納付書でその月の1日から10日までに納付します。期限日までに納付しないと自動的に資格を喪失します。

## (6) 保険料の納付方法

- ①月初めに送付される納付書による納付の場合、コンビニやゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、農協の窓口のほかはATMでの振込になります。
- ②口座振替でも納付できます。

## (7) 保険料の前納

保険料を事前に一括して納付すると、毎月納付の手間が省けるほか、納め忘れの防止になり、保険料が割引（年4%）となります。前納できる期間は9月分まで、または3月分までをまとめて納めることができます。

## (8) 任意継続資格喪失後の医療保険

任意継続被保険者となってから2年を経過した等により資格を喪失した後は、次のいずれかの医療保険制度等に加入することが必要です。

- ①健康保険、船員保険、共済組合の被保険者となる
- ②家族の被扶養者となる
- ③国民健康保険の被保険者となる

# 東日本震災・停電被害に伴う雇用調整助成金

## ◆雇用調整助成金の支給要件

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施し、休業にかかわる手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の大部分を助成する制度です。

具体的には、「最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主」が対象となります。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充したもので、直近の決算等が赤字の場合、生産量等の減少が5%未満であっても対象となります。

## ◆震災で事業所が倒壊したときは

雇用調整助成金は、あくまでも経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度なので、震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由である場合は利用できません。ただし、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり、事業活動が縮小した場合については利用できます。

震災による事業所の損壊により事業を休止する場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者に対して失業手当を支給する制度があります。

## ◆計画停電による休業も助成金対象

計画停電により事業活動が縮小し、休業にかかわる手当等が支払われ、支給要件を満たした場合は対象となります。

## ◆助成金支給額

事業主が休業にかかわる手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、以下の助成率で支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなどの場合は、カッコ内にある助成率となります。

大企業 : 2/3 ( 3/4 )

中小企業 : 4/5 ( 9/10 )

※ 支給の上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円です。

## ◆災害救助法適用地域の事業所について

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、本来、事前に提出する必要がある休業等の計画について、事後に提出しても最大で平成23年3月11日まで遡って提出したものとみなす特例を実施しています。また、生産量、売上高等の確認期間も「最近3か月」ではなく「災害後1か月の見込み」で行うことができます。(平成23年6月16日までの特例です。)

### =お知らせ=

#### 健康保険料・介護保険料率が引き上げ

健康保険料及び介護保険料が4月納付分から次の通り引き上げになります。

協会けんぽ健康保険料(単位千分率)

東京 94.80(折半47.40)

埼玉 94.50(折半47.25)

千葉 94.40(折半47.20)

神奈川 94.90(折半47.45)

介護保険料(全国一律) 15.10(折半7.5)

**●「被災者等就労支援雇用創出推進会議」**

「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」の初会合が28日、内閣府で開かれた。東北地方太平洋沖地震の被災者等に対し、就労支援や雇用創出を行うため、厚生労働省をはじめ総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省の関係各省が連携しながら、総合的な対策等を策定し、強力な取り組みを推進するために設置されたもの。(3.28)

**●地震被害派遣労働者への配慮を要請**

厚生労働省は28日、派遣元事業主及び派遣先が、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた派遣労働者の雇用の安定と保護を図るために最大限の配慮をするよう、細川律夫厚生労働相名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に要請したと発表した。(3.28)

**●認可外保育施設数、入所児童数とも増加**

厚生労働省は25日、2009年度の認可外保育施設の現況取りまとめをホームページに掲載した。2010年3月31日現在の認可外保育施設数は7,400カ所で、前年度から116カ所増加、入所児童数は17万9,676人で前年度より3,255人増加している。(3.25)

**●「短時間勤務制度」が最も必要**

東京都は24日、企業における男女雇用管理と従業員の意識に関する調査の結果を発表した。働きながら育児、介護を行う従業員への支援制度としては、「短時間勤務制度」が6割超の事業所で実施されており、多くの事業所で整備が進んでいるほか、従業員が最も必要と考える制度とも一致していることなどが分かった。(3.24)

**●経済団体などに被災学生の支援を要請**

厚生労働省・文部科学省は、震災の影響で就職内定者の内定取消しが発生するおそれがあるとして、日本経団連など主要経済団体・業界団体(計258団体)に対し、被災した学生への支援などを行うよう要請を行った。(3.23)

**●震災考慮で新卒採用の選考時期を延期へ**

大手の総合商社・電機・鉄鋼などの各社は、震災の影響を考慮し、2012年春入社の新卒採用の選考時期を延期する方針を相次いで示した。当初はいずれも2011年4月1日以降に開始する予定だったが、5月～6月以降に遅らせる。(3.19)

**●大卒者の就職内定率が過去最低の77.4%**

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定の大学生の就職内定率(2月1日時点)が77.4%(前年同期比2.6ポイント減)だったと発表した。調査開始の1999年度以降、過去最低となった。(3.18)

**●事業主より休業に関する質問殺到**

厚生労働省は、震災や計画停電により休業を余儀なくされている企業や事業主から質問が集中しているところから「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」をホームページで発表した。同「Q&A」では、地震や津波により直接的被害で休業を余儀なくされた場合は休業手当を支払う義務は発生しないが、原材料が入手困難等による間接的被害については原則として休業手当を支払う義務が発生するとしている。(3.18)